

No.	質問	回答
1	給付の要件は。	令和2年2月28日から5月25日までの間に、北広島市内の対象施設・事業において、子どもと一定程度接する機会がある業務に通算10日間以上従事した方が対象となります。
2	「一定程度接する」の考え方は。	身体的接触に限らず、「対面する・会話する・同じ空間で作業する」場合を含みます。
3	退職者も対象となるのか。	対象となります。
4	パート職員、委託業者の職員についても対象となるのか。	雇用形態等による限定はありません。子どもと一定程度接する機会がある業務に通算10日間以上従事していれば対象となります。（ただし、公立保育園の正職員を除きます。）
5	対象となる職種は。	職種による限定はありません。子どもと一定程度接する機会がある業務に通算10日間以上従事していれば対象となります。（ただし、公立保育園の正職員を除きます。）
6	居住地が札幌市だが対象になるか。	北広島市内の対象施設等に勤務する方であれば居住地に限定はありません。
7	北広島市に住んでいて、市外の児童福祉施設に勤務している場合は対象となるか。	北広島市内の対象施設等に勤務する方が対象となります。
8	実習生は対象となるか。	対象外となります。
9	国や他市町村の慰労金と北広島市の慰労金を両方受給することはできるか。	本慰労金については北広島市独自の取組として慰労金を給付するため、国や他の市町村の慰労金を受給できる場合は、市の慰労金は受給できません。
10	1日あたり3～4時間しか勤務していないが、対象となるか。	1日あたりの勤務時間の長短は問いません。
11	年次有給休暇や育児休業などは勤務日数に算入できるか。	対象施設等において実際に業務に従事していた日数が算入の対象となりますので、実質勤務していない場合は勤務日数に含めません。
12	在宅勤務をしていた場合、勤務日数に算入できるか。	対象施設等において実際に業務に従事していた日数が算入の対象となりますので、在宅勤務日は対象となりません。
13	対象施設を既に退職しているが、どのように申請したらよいか。	申請者は勤務していた施設等から勤務証明を得た上で、必要書類を貼付し、施設または市子ども家庭課へご提出ください。
14	申請書類はどこで入手できるか。	各施設等に申請書の様式をお送りしますので、施設から職員等への配布をお願いいたします。また、北広島市ホームページにおいても申請書類をダウンロードすることができます。
15	委託業者の職員として清掃業務に従事しているが、勤務証明は委託業者と施設のどちらからもらうことになるか。	勤務証明は、職員が当該施設で子どもと一定程度接する機会がある業務に従事していること、対象期間中に10日以上勤務実態があることの2点を確認できる方に証明をしていただくことになります。ご質問の場合、一般的には委託業者で証明することになりますが、施設での証明が可能な場合は、施設から証明を受けても差し支えありません。
16	勤務先から勤務証明をもらえない場合はどうしたらよいか。	申請にあたっては、勤務先からの証明もしくは勤務を証明する書類の添付が必要となりますので市子ども家庭課へご相談ください。
17	代理受領はできるか。	慰労金の振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。

No.	質問	回答
18	口座名義を変更しておらず、口座名義が旧姓のままであるが、受取口座として指定してよいか。	旧姓のままでは慰労金を振り込みできない場合がありますので、名義変更をしていただいた上で申請書をご提出ください。
19	慰労金に所得税はかかるか。	本慰労金は非課税所得となります。
20	申請者の押印はシャチハタでもよいか。	シャチハタ等のゴム印は不可となります。
21	慰労金の給付方法は。	市から直接申請者本人の口座に振り込みます。
22	慰労金の給付時期は。	申請を受け付けたものから順次審査し、申請からおおむね1月程度での振り込みとなる見込みです。
23	給付決定通知はいつごろ届くか。	申請を受け付けたものから順次審査し、申請からおおむね1月程度で給付決定し、施設を通じてお渡しします。